

岡山市E V充電設備更新事業に関する協定（案）

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、岡山市E V充電設備更新事業について、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関する甲及び乙の役割等を規定することにより、市有施設に設置しているE V充電設備の設備更新を実施することを目的とする。

（対象施設）

第2条 本事業の対象施設は次のとおりとする。

No.	施設名	所在地
①	足守プラザ	岡山市北区足守979
②	岡山市西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2
③	岡山市立御津公民館	岡山市北区御津宇垣1629
④	中区役所	岡山市中区浜三丁目7番15号
⑤	岡山市東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453番地5
⑥	西大寺緑花公園・体験学習施設 百花プラザ	岡山市東区西大寺南一丁目2-3
⑦	東区役所	岡山市東区西大寺南一丁目2番4号
⑧	瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町瀬戸45
⑨	岡山市中央卸売市場	岡山市南区市場一丁目1番地
⑩	南区役所	岡山市南区浦安南町495番地5
⑪	岡山市ウェルポートなださき	岡山市南区片岡159-1

（実施の条件）

第3条 乙は本事業の実施にあたり、関係法令及び業務仕様書の記載内容を遵守しなければならない。

（経費負担）

第4条 この事業を実施するために必要となる経費は、原則、乙が負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく事業の実施において、相手方から又は事業実施上知り得た情報について、協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なくその期間内に履行がないときには、協定を解除することができる。

(損害賠償請求等)

第8条 甲又は乙のいずれかが、前条の規定により協定を解除し、これによって損害が生じたときには、その賠償を請求することができる。

(協定期間)

第9条 協定の期間は、締結の日から令和 年 月 日までとする。

(疑義等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

乙 (住所)

(社名)

(職氏名)